



転入届

受付窓口：2 住所異動・印鑑登録

※住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

・前の住所地で発行された「転出証明書」

(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には発行されない場合があります)

・海外から転入される方は、「戸籍謄本」、「戸籍の附票」、「パスポートなど帰国日のわかるもの」
(本籍地が深谷市の方は、「戸籍謄本」、「戸籍の附票」は不要です)

・お持ちの方は**新住所**がわかるもの（契約書等）

・お持ちの方は「マイナンバーカード」

・お持ちの方は「住民基本台帳カード」

・本人確認書類（詳しくは右側をご確認ください）

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他、・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

・健康保険証 ・資格確認書
・年金手帳 ・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方の本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転入に関連するおもな手続き

分類	該当	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口	受付済
住所・戸籍		マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	マイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用(住所変更)	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	1 マイナンバー	
		前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードは再申請が必要です（転入届出時にお知らせください）		1 マイナンバー 2 住所異動・印鑑登録	
		印鑑登録が必要な方	印鑑登録	・登録する印鑑 ・免許証、マイナンバーカード等（官公署発行の顔写真付き本人確認書類） ※顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合、代理人でのお手続きの場合、事前にご相談ください	2 住所異動・印鑑登録	
国民健康保険		国民健康保険に加入する方 （前住所地で国保に加入していた方）	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付		2 住所異動・印鑑登録 または 5 国民健康保険	
		国民健康保険に加入する方 （前住所地で国保に加入して <u>いなかった方</u> ）	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付	・社会保険の資格喪失証明書	5 国民健康保険	
		→限度額適用認定証、特定疾病療養受療証が必要な場合	・限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 などの申請	・前住所地の所得課税証明書 （原則不要。ただし、即日交付の場合などは必要となることがあります。）	5 国民健康保険	
		→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	国保税の軽減有無確認	（お持ちの方） ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票	5 国民健康保険	
※社会保険等に参加しているかたの手続きは、勤務先や参加している健康保険組合等にご確認ください。						
後期高齢者医療		75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に参加している方	資格状況、負担区分の確認 資格確認書、 特定疾病療養受療証等の交付（後日郵送）	（前の住所地で発行された） 負担区分等証明書	5 後期高齢者医療	
		→任意記載事項が記載された資格確認書、特定疾病療養受療証が必要な場合	任意記載事項併記（限度区分）、 特定疾病療養受療証 などの申請			

年 金		海外から転入する方	・ 国民年金の加入（20歳から60歳未満） ※厚生年金等に加入中の方は不要	・ 在留カードおよびパスポート（外国人の方のみ）	5 国民年金	
		国民年金に加入中の方または年金を受給中の方	年金の住所変更 ※マイナンバーが収録されていない方のみ ※共済年金の方は共済組合へ届出 ※農業者年金の方は農協へ届出	・ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ・ 年金証書（年金を受給中の方のみ）		
		→勤務先を退職し、厚生年金から国民年金に切り替える場合	・ 国民年金の加入（20歳から60歳未満） ※資格喪失日より14日以内	・ 勤務先の資格喪失証明書または雇用保険離職票等		

※厚生年金等に加入しているかたの手続きは、勤務先や年金事務所等にご確認ください。

高 齢		65歳以上の方	介護保険の加入 （保険証は後日郵送）		8 高齢者福祉の相談 8 介護保険の相談	
		前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談	（お持ちの方） 介護保険受給資格証明書		
		65歳以上の高齢者等 詳細は担当課までお問い合わせください。	高齢者の福祉サービスの新規申請（例） ・ おむつサービス事業 ・ ねたきり高齢者等移動支援 ・ 緊急通報システム など	※窓口でご相談ください		

障 害		障害者手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・ 各種障害者手帳(身体・療育・精神) ・ 個人番号を確認する書類（マイナンバーカード、通知カード等）	7 障害福祉の相談	
		→タクシー利用券・燃料費補助を受けていた	タクシー利用券・燃料費補助の申請	・ 燃料費補助の申請には、以下の書類も必要になります。 ①本人または介護者の運転免許証 ②認定を受ける自動車等の車検証など ③本人名義の口座を確認する書類（通帳など）		
		→重度心身障害者医療費受給資格を登録していた	重度心身障害医療費の登録申請	・ 対象者の被保険者証情報を確認する書類（マイナ保険証、健康保険証など） ・ 本人名義の口座を確認する書類（通帳など） ・ 同意書（本人または保護者、被保険者） ※認印が必要な場合があります。		
		→自立支援医療（精神通院医療）の受給者証を所有している	自立支援医療（精神通院医療）の住所変更手続き	・ 自立支援医療（精神通院医療）受給者証 ※他都道府県（さいたま市を含む。）からの転入の場合は、新規申請。		
		→自立支援医療（更生医療・育成医療）の受給者証を所有していた	自立支援医療（更生医療・育成医療）の新規申請	・ 被保険者証情報を確認する書類（マイナ保険証、健康保険証など）		
		→障害福祉サービスを利用していた	支給申請	・ 該当する各種サービス受給者証 障害福祉サービス受給者証 通所受給者証 地域生活支援事業受給者証 障害児（者）生活サポート事業登録利用者票		
		→在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当または経過的福祉手当を受給していた	受給資格の認定手続き	・ 本人名義の口座を確認する書類（通帳など）		
		→生活サポートを利用していた	利用者登録申請			

こども		小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き	事前に準備する書類はありませんが、必ず受付窓口へお越しください ※前の学校で発行された下記の書類は学校へ提出してください ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	35学校教育課(3F)	
		0歳～高校生年代のお子さんがいる方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内	・請求者の通帳 ※必要なものがそろっていてもお立ち寄りください	6子育て支援・保育園・学童保育室	
			こども医療費助成の相談・申請	・健康保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの等（子） ・受給者の通帳またはキャッシュカード ※必要なものがそろっていてもお立ち寄りください	6子育て支援・保育園・学童保育室	
		0歳～就学前のお子さんがいる方	乳幼児健診・予防接種等の相談	※お問い合わせください	保健センター 048-575-1101	
		妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票	こども家庭センター 048-575-1101	
		学童保育室に入室を希望する方	学童保育室の入室相談	※受付窓口でご相談ください	6学童保育室	
		保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください	6保育園	
		保育園に入園しているお子さんがいる方	保育園の継続利用申請	※受付窓口でご相談ください	6保育園	
		市立幼稚園に入園を希望する方	幼稚園の入園相談	※受付窓口にご相談ください	市立幼稚園	
		ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください	6子育て支援・保育園・学童保育室	
			ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・健康保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの等（親・子） ・受給者の通帳またはキャッシュカード	6子育て支援・保育園・学童保育室	
		特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください	6子育て支援・保育園・学童保育室	

税・料金		上下水道を使用する方	使用開始申込み	お電話またはホームページで手続きできます	お客様センター（水道庁舎内） 048-577-7543	
		海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任		4税の相談	
		税や料金などの口座振替を希望する方（市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、保育料等、水道料金、市営住宅使用料）	口座振替の申請	・キャッシュカード ・本人確認書類	4税の相談	
		原動機付自転車（125cc以下）を所有している方 小型特殊自動車を所有している方	軽自動車税（種別割）申告・標識交付申請	※受付窓口でご相談ください	4税の相談	
		三輪以上の軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所でご相談ください		軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 050-3816-3112	
		二輪の軽自動車（125cc超～250cc以下）を所有している方 二輪の小型自動車（250cc超）を所有している方	※埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所でご相談ください		埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 050-5540-2027	

その他		犬を飼っている方	犬の転入手続	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票	25環境衛生課（2F）	
		市営住宅に入居を希望する方	市営住宅入居の申込み	※埼玉県住宅供給公社でご相談ください	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所	
		市営住宅に同居する方	市営住宅の同居手続き		048-577-6043	



Tel 048-571-1211（代表）

開庁時間 あさ8時30分～17時15分（木曜のみ19時15分まで ※一部手続きを除く）
（土曜、日曜、祝日、年末年始の閉庁日はお休みです。）

なお、支所では転入手続きは受付けておりません。